

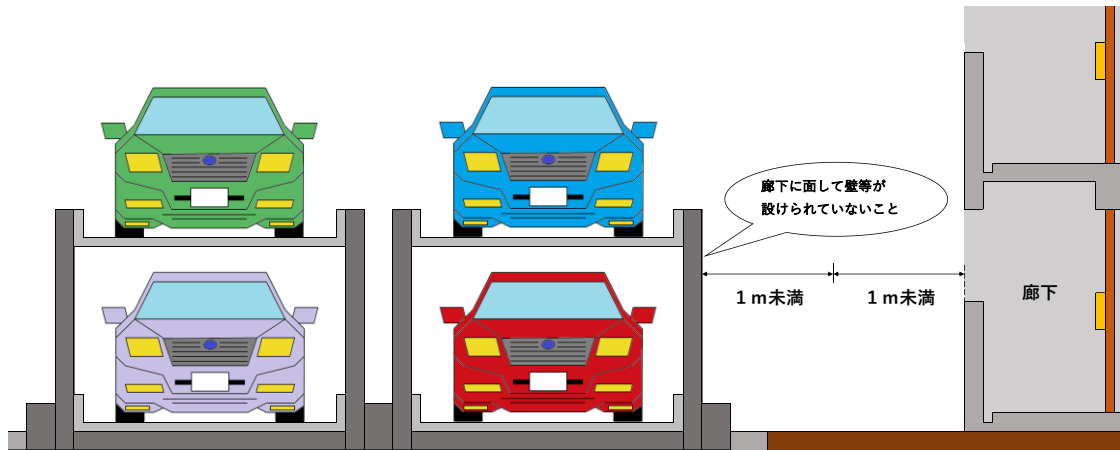
第2節 特定共同住宅等の構造類型

第1 共通事項

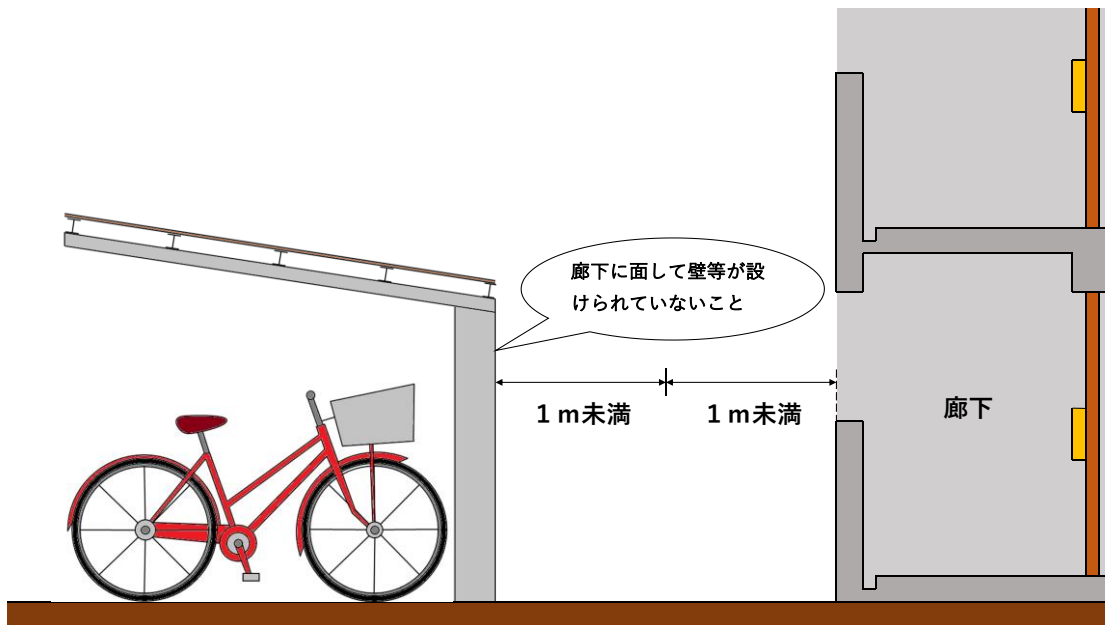
- 1 避難階には、バルコニー等から道に通ずる有効幅員が1m以上の避難通路を設けること。ただし、安全上支障がないと認められる場合にあつては、その数値を0.6m以上とすることができるものとする。
なお、当該通路上に専用庭等の区画のためのフェンス等が設置される場合にあつては、避難のための出入口を設置するか若しくは、その高さを1.2m以下とすること。

第2 構造類型の要件

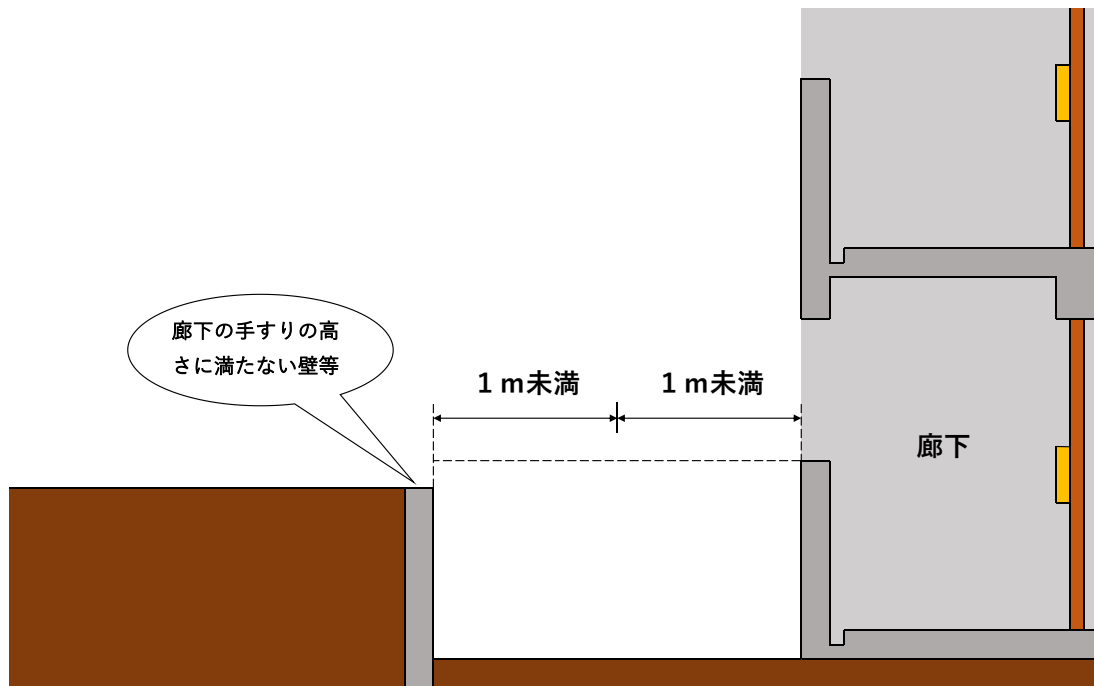
- 1 構造類型告示第3第1号「避難上有効なバルコニー」とは、次の全てに適合するものであること。
 - (1) バルコニー等は、直接外気に開放され、バルコニー等に面する住戸等の外壁に設ける開口部は、構造類型告示第3第2号(3)の規定の例により、設けられていること。
 - (2) 避難上支障のない幅員(0.6m以上)及び手すりその他の転落防止のための措置を講じたものであること。
 - (3) 他の住戸等の避難上有効なバルコニー等に接続していること。
なお、他の住戸等の避難上有効なバルコニーが隔壁等によって隔てられている場合は、構造類型告示第3第2号(4)の規定の例によるほか、第3章消防用設備等別設置基準第3節避難設備第1の規定に適合するものであること。
 - (4) バルコニー等の床は、構造耐力上安全なものとする。
- 2 構造類型告示第4第2号「他の建築物等の外壁との中心線から一メートル以上離れている」に規定する廊下及び階段室等の開放性について、次に掲げる構造のものについては隣地境界線又は他の建築物等の外壁の中心線から1m未満の位置にないものとして取り扱って差し支えないものであること。
 - (1) 機械式駐車場(廊下及び階段室に面して壁が設けられていないものに限る。次の(2)において同じ。) (第2-2-1 図参照)
 - (2) カーポート、サイクルポート (第2-2-2 図参照)
 - (3) 不燃材料で造られたメッシュフェンス、ネットフェンス等
 - (4) 廊下の手すり等の高さに満たない塀、擁壁、植栽等 (第2-2-3 図参照)



第 2-2-1 図



第 2-2-2 図

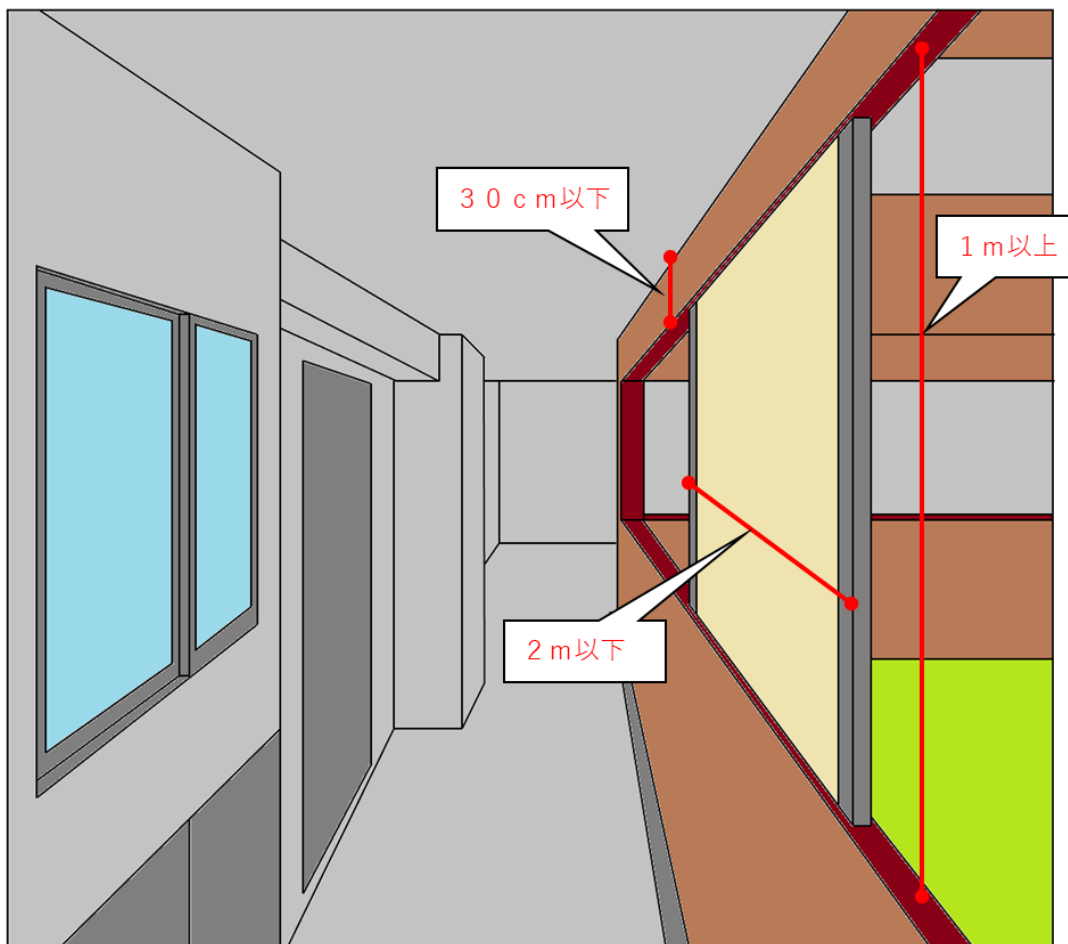


第2-2-3 図

- 3 直接外気に開放されていないエントランスホール等は、構造類型告示第4第2号(3)の規定によるほか、次によること。
 - (1) 構造類型告示第4第2号(3)イに規定する「エントランスホール等を経由しないで避難することができる経路」は、避難階において1以上の経路があれば足りるものであること。
 - (2) 「エントランスホール等を経由しないで避難することができる経路」は、避難階の廊下又は階段室等から直接屋外に避難することができるものであること。
- 4 構造類型告示第4に規定する開放型特定共同住宅等は以下の(1)、(2)のいずれかを満たすものであること。

なお、(1)、(2)の規定は、設計者により、いずれかを選択することができるものであること。ただし、開放型特定共同住宅等の1の階において、異なる検証方法を混在することは認められない。

 - (1) 構造類型告示第4第2号(4)イ(i)の開放型廊下の判断基準については、以下の基準をすべて満たすものであること（第2-2-4 図参照）。
 - ア 外気に面する部分の面積が当該階の見付面積の1/3を超えるものであること。
 - イ 外気に面する部分の上部に設ける垂れ壁等の下端から天井までの高さが30cm以下であること。
 - ウ 手すり等の上端から垂れ壁等の下端までの高さが1m以上であること。
 - エ 風雨等を遮るために設ける壁(防風スクリーン)等の横幅が2m以下かつ、当該壁等の相互間の距離が1m以上離れていること。



第2-2-4図

(2) 構造類型告示第4第2号(4)イ(ロ)の煙の降下計算による開放型廊下の判断基準は、以下の格納場所に示す計算プログラムを用いて検証を行い、基準を満たすものであること。

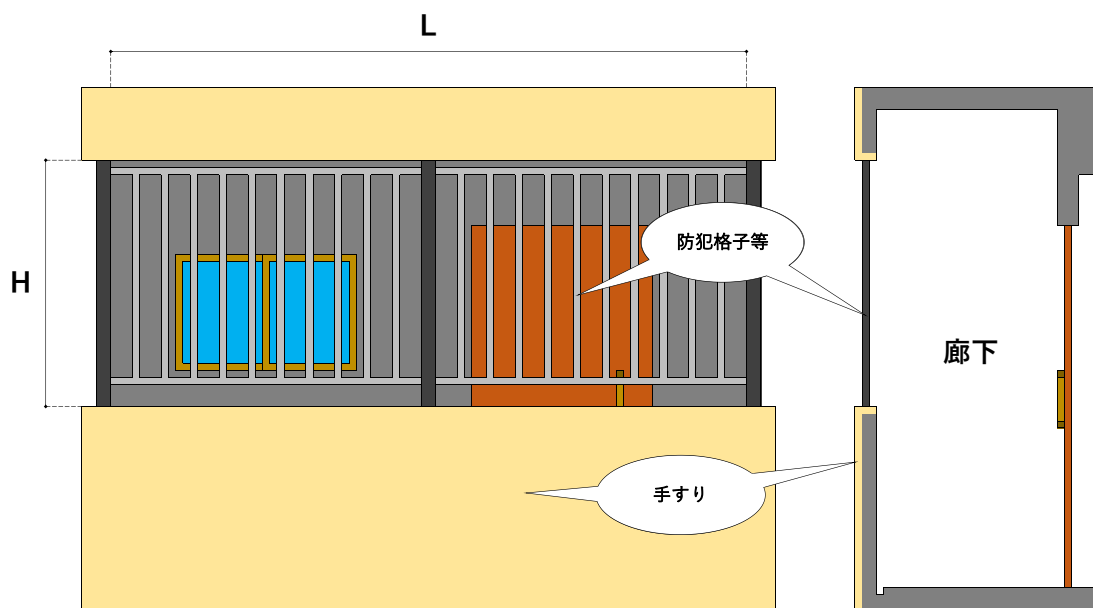
(計算プログラムの掲載場所)

総務省消防庁 ホームページ(<https://www.fdma.go.jp/>)

ホーム> 消防庁の役割> 火災予防等> 防火対策の推進等> 「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成17年総務省令第40号)等の運用に係る計算プログラム> 3 煙の降下状況を確認する方法について

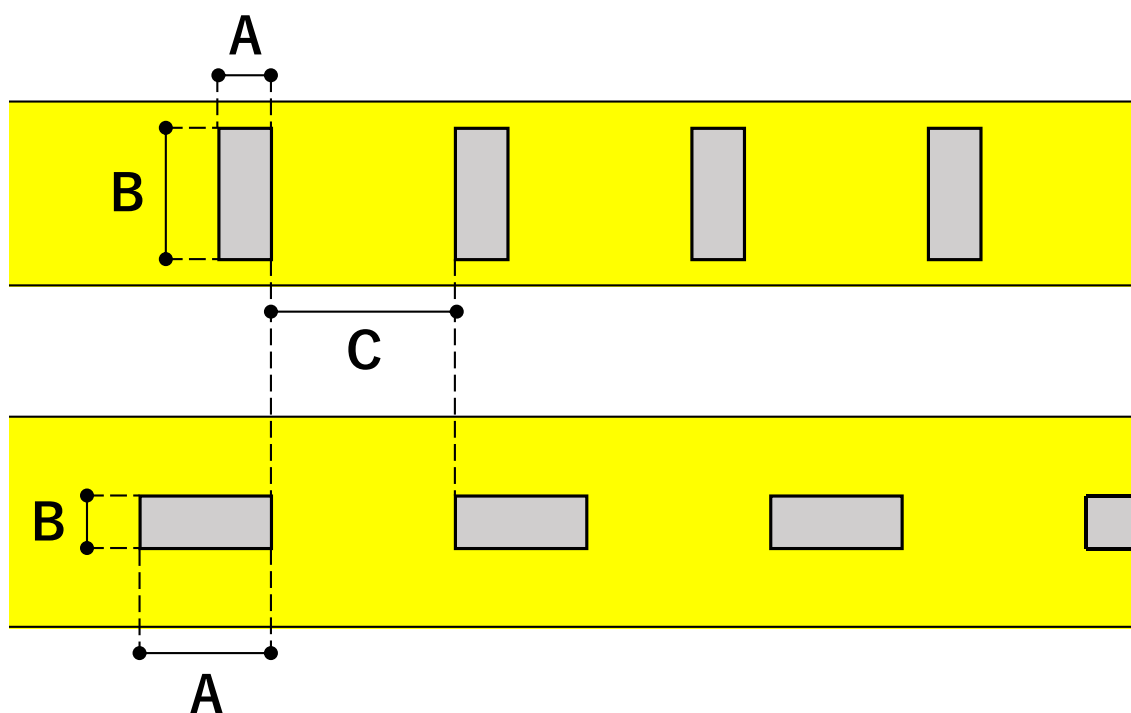
5 構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)aに規定する「外気に面する部分の面積」は、手すり等の部分が柵、金網等である場合、当該部分の有効開放率が50%を超えるものにあつては外気に面する部分の面積を含めることができるものであること(第2-2-5図参照)。

なお、この場合の柵や金網等の形状および間隔にあつては第2-2-6図のとおりとすること。



面積の算定式 $L \times H \times \text{有効開放率}$

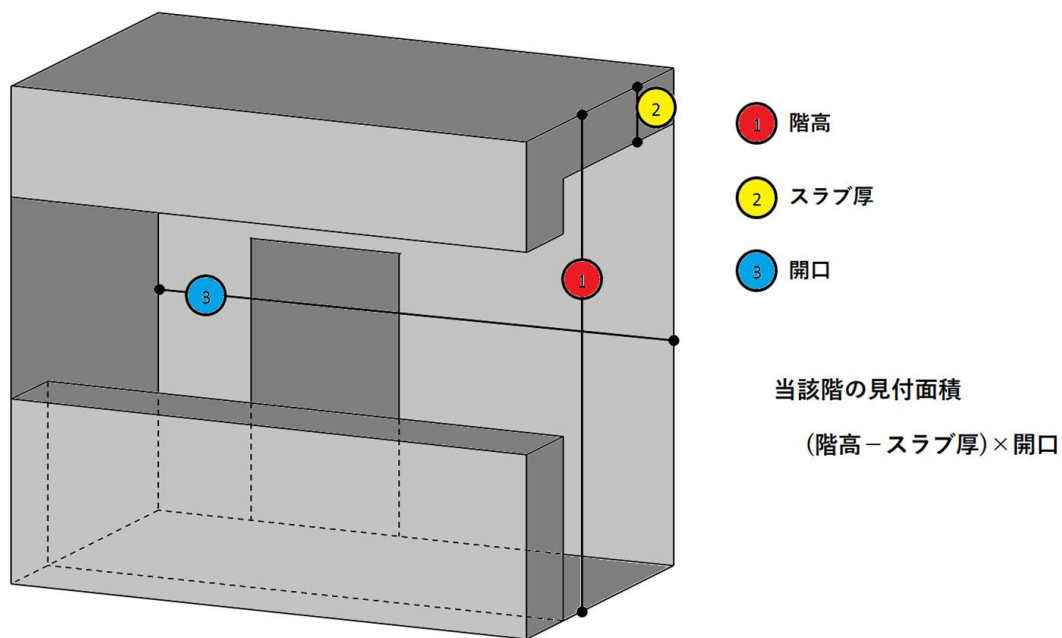
第2-2-5 図



柵や金網等の間隔(断面図) $A + B \leq C$ かつ $0.1\text{m} \leq C$

第2-2-6 図

6 構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)aに規定する「当該階の見付面積」は、階高からスラブ厚を引いて得た値に、開口を乗じて得た値とすること(第2-2-7図参照)。



第2-2-7図